

令和二年九月二十五日

聖籠町農業委員会第二十四期

第十九回総会議事録

聖籠町農業委員会第24期第19回総会議事録

聖籠町農業委員会第24期第19回総会は、令和2年9月25日、聖籠町役場において招集された。

1 出席委員

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1 番 駒澤 一男（会長） | 2 番 新保 昇英（会長職務代理） |
| 3 番 曾根 善治（農地部長） | 4 番 宮下 吉勝（農政部長） |
| 5 番 新保 要一 | 6 番 栗原 一成 |
| 7 番 新保 勇 | 8 番 八幡 裕 |
| 9 番 神田 勝 | 10 番 加藤 百合子 |

2 欠席委員 なし

3 出席職員

局長 田村 治 次長 長谷川 一也 主任 二宮 広輝

4 総会の議事等日程は、次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画による（所有権移転）申出審査について
- 日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画による（利用権設定）申出審査について
- 日程第7 報告事項 農業委員会事務専決報告等について
- 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地利用配分計画(利用権移転・農地中間管理権)案
について

「会長」 ただいまより、聖籠町農業委員会第24期第19回総会を開会いたします。
(開会 午後2時00分)

皆さん、あいにくの雨の中、大変お忙しい中ご苦労様です。今日、ここに来る途中、田んぼを見てきたのですが、稲刈りもほぼ終盤だと思いました。8月の下旬から9月の中旬まで台風の影響でフェーン現象が続き、米の品質が非常に心配されたのですが、今日の午前中、農協で検査の結果を確認したところ、一等米比率が早生で概ね80%、コシヒカリで60%ということで、コシヒカリが若干悪いのですが、格落ち原因がカメムシということで、米自体の品質は悪くないとのことでした。色彩選別機をとおしていけば、一等米比率は上がると思われるとの話でした。また、本日3時から推進委員との合同会議がありますが、町長、議長に提出する意見書について検討しますが、昨年の意見書をしっかり検証した中で皆さんの意見を集約し、意見書を作り上げたいと思います。よろしくお願ひします。

「会長」 日程第1、会議録署名委員の指名について、会議規則第14条の規定により、9番委員、10番委員を指名いたします。なお、説明者には次長、書記には主任を指名いたします。

「会長」 日程第2、会期の決定について、令和2年9月25日、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

「会長」 異議なしと認め本日1日限りと決定いたします。

「会長」 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願ひします。

「次 長」 はい、それでは1ページをご覧ください。

「議案朗読」

いずれも、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上であります。

「会 長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

「農地部長」 議案第1号は先ほどの事前審査において、全員異議なく許可相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 農地部長より補足説明がありました。議案第1号について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会 長」 議案第1号について、許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

「会 長」 日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

「次 長」 はい、それでは3ページをご覧ください。

「議案朗読」

この案件は、農地法第4条第6項第1号ロ(1)に該当し、市街地の農地と認められるため、第3種農地と判断されます。

以上であります。

「会 長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

「農地部長」 議案第2号は、先ほどの事前審査において、売買価格の質問があり、第3種農地なのでこの価格なのかとあったが、それらを含めて相対でこの価格との説明でした。譲渡人が町外だが前から持っていた土地かと質問があり、平成14年に相続で取得したとの説明でした。下水道が区域外ではないとかの質問があり、それはないとの説明でした。許可をした場合、いつまで有効なのかと質問があり、許可については永久で、申請時の工期が守られない場合は、理由を事務局に説明しなければならないとの説明でした。地区担当の補足説明もあり、他は、異議なく、許可相当でよろしいということでした。以上です。

「会長」 農政部長より補足説明がありました。この案件につきまして、質疑、意見のある方の発言を求めます。
(ありませんの声あり)

「会長」 それでは、議案第2号について許可してご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

「会長」 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

「会長」 日程第5、議案第3号 農用地利用集積計画による(所有権移転) 申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「次長」 はい、議長。それでは4ページをご覧ください。
「議案朗読」
いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上であります。

「会長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

「農地部長」 議案第3号につきましては、全員異議なく、承認相当でよろしいということでした。以上です。

「会長」 農政部長より補足説明がありました。この件につきまして、質疑、意見のある方の発言を求めます。
(ありませんの声あり)

「会長」 議案第3号について承認することに決定して、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

「会長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会長」 日程第6、議案第4号 農用地利用集積計画による(利用権設定) 申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「次長」 はい、それでは5ページをご覧ください。
「議案朗読」
いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上であります。

「会長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案第4号は、全員異議なく、承認相当でよろしいということでした。以上です。

「会長」 農政部長より補足説明がありました。会議規則第11条議事参与に関する案件がありますので、最初に審議願います。10番委員、退席願います。
(10番委員、退席)

「会 長」 番号163について、質疑、意見のある方の発言を求めます。
(ありませんの声あり)

「会 長」 番号163までについて、承認することに決定して、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。
(10番委員、入場着席)

「会 長」 農政部長、退席願います。
(農政部長、退席)

「会 長」 番号169について、質疑、意見のある方の発言を求めます。
(ありませんの声あり)

「会 長」 番号169について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。
(農政部長、入場着席)

「会 長」 農地部長、退席願います。
(農地部長、退席)

「会 長」 番号173から番号178について、質疑、意見のある方の発言を求めます。
(ありませんの声あり)

「会 長」 番号173から番号178について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。
(農地部長、入場着席)

「会 長」 次に、私自身に関係する案件があり、一旦退場しますので、会長職務代理に議事進行をお願いします。
(会長、退席)

「職務代理」 番号170から番号172について、質疑、意見のある方の発言を求めます。
(ありませんの声あり)

「職務代理」 番号170から番号172について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

「職務代理」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。
(会長、入場着席)

「会 長」 これで議事参与に関する案件が終了しました。ほかの案件について、質疑、意見のある方の発言を求めます。
(ありませんの声あり)

「会 長」 議案第4号について承認とすることに決定して、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会 長」 日程第7、報告事項があります。事務局説明願います。

「次 長」 はい、議長。それでは8ページをご覧ください。
「議案朗読」
以上であります。

「会長」 以上をもちまして、本日の日程が終了しましたので、総会を閉会
します。

(閉会 午後2時25分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、押印をする。

聖籠町農業委員会
議長

駒澤一男



聖籠町農業委員会
署名委員

神田勝



署名委員

加藤百合子

